

○南空知公衆衛生組合職員の住居手当支給に関する規則

〔平成3年12月24日〕  
規則第4号

改正 平成26年12月30日規則第2号

（目的）

**第1条** この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第10条の2の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用除外職員）

**第2条** 次の各号に掲げる職員には、住居手当を支給しない。

- (1) 職員住宅に居住している職員
- (2) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- (3) 職員又は配偶者の二親等以内の親族が所有する住宅（当該親族が不動産賃貸業を営むことを目的として所有している住宅であると組合長が認めるものは除く。）を借り受けて当該住宅に居住している職員

（届出）

**第3条** 新たに給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して組合長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている職員の住居、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

（確認及び決定）

**第4条** 組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 組合長は、前項の規定による確認をするにあたっては、必要に応じ契約書、家賃の領収書その他届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

（家賃の算定の基準）

**第5条** 第3条の規定による届出に係る職員が食費等をあわせ支払っている場合における家賃に相当する額の算定は、人事院の定める基準に従い、組合長が行うものとする。

（支給の始期及び終期）

**第6条** 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第10条の2の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（雑則）

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月30日規則第2号）

この規則は、平成27年1月1日から適用する。